

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00014</p> <p>沿革（略）</p> <p><u>平成28年3月9日 一部改正</u></p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00014</p> <p>沿革（略）</p>	
<p>第1条～第3条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p>	
<p>(保険金額)</p> <p>第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款（貸付金債権等）第3条第1号から第9号まで又は約款（保証債務）第3条第1号のいずれかに該当する事由にあっては、<u>100分の100（ただし、日本貿易保険が別の条件を付して、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00060）に規定する内諾を行った場合を除く。）</u></p> <p>二 約款（貸付金債権等）第3条第10号若しくは第11号又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に該当する事由にあっては次に掲げる率</p> <p>イ <u>貿易代金貸付金債権等若しくは借入金等について一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている場合又は一流銀行が貿易代金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者となる場合であって、日本貿易保険が認めたもの</u>にあっては、100分の95</p> <p>ロ <u>貿易代金貸付金債権等若しくは借入金等について相手国政府（財政当局に限る。以下同じ。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている場合又は相手国政府若しくは中央銀行が貿易代金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者となる場合</u>にあっては、<u>100分の95</u></p>	<p>(保険金額)</p> <p>第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款（貸付金債権等）第3条第1号から第9号まで又は約款（保証債務）第3条第1号のいずれかに該当する事由にあっては次に掲げる率</p> <p>イ <u>貿易代金貸付金債権等若しくは借入金等について相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている場合又は相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が貿易代金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者となる場合</u>にあっては、<u>100分の100</u></p> <p>ロ <u>地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合</u>にあっては、<u>100分の100</u></p> <p>ハ <u>イ及びロ以外の場合</u>にあっては、<u>100分の97.5</u></p> <p>二 約款（貸付金債権等）第3条第10号若しくは第11号又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に該当する事由にあっては次に掲げる率</p> <p>イ <u>貿易代金貸付金債権等若しくは借入金等について一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている場合であって日本貿易保険が認めたもの</u>又は<u>前号イに該当する場合</u>にあっては、100分の95</p>	

新	旧	備考
<p><u>ハ</u> <u>イ及びロ</u>以外の場合にあつては、100分の95を上限として保険契約ごとに定める率</p> <p>(国際協力銀行との協調による貸付契約にかかる保険金額)</p> <p>第4条の2 日本貿易保険は、前条第2号の規定にかかわらず、銀行等が国際協力銀行と協調して貸し付ける場合であつて、当該貸付契約の償還条件に市中優先償還（銀行等による貸付金の回収後に国際協力銀行に対する償還が始まる償還条件をいう。）が含まれているときは、当該銀行等の申請により、約款（貸付金債権等）第3条第10号又は第11号事由について、当該貸付契約に係る保険金額を保険価額に100分の100を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>2 前項の申請については、手続細則に定めるところによる。</p>	<p><u>ロ</u> <u>イ</u>以外の場合にあつては、100分の95を上限として保険契約ごとに定める率</p> <p>(国際協力銀行との協調による貸付契約にかかる保険金額)</p> <p>第4条の2 日本貿易保険は、前条の規定にかかわらず、銀行等が国際協力銀行と協調して貸し付ける場合にあつては、当該銀行等の申請により、当該銀行等の貸付契約に係る保険金額を保険価額に100分の100を乗じて得た額とすることができる。ただし、当該貸付契約の償還条件に市中優先償還（銀行等による貸付金の回収後に国際協力銀行に対する償還が始まる償還条件をいう。）が含まれていない場合における約款第3条第10号又は第11号に該当する事由については、この限りでない。</p> <p>2 前項の申請については、手続細則に定めるところによる。</p>	
<p>第5条 ～ 第18条 (略)</p>	<p>第5条 ～ 第18条 (略)</p>	
<p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行等名 印</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成28年4月1日から実施する。</p>	<p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行等名 印</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p>	
<p>附帯別表第1 (略)</p>	<p>附帯別表第1 (略)</p>	
<p>附帯別表第2 (第1条関係)</p> <p>次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>1 <u>起算点から最終償還期限までの期間が2年以上であるもの</u>（複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還がなされ</p>	<p>附帯別表第2 (第1条関係)</p> <p>次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>1 <u>貿易代金貸付金債権等の取得の日</u>から最終償還期限までの期間が2年以上であるもの（複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金</p>	

新	旧	備考
<p>る場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを含む。)であって、当該取得の金額（複数の者が協調して貸付又は公債、社債その他これらに準ずる債券の取得を行うものにあつては、それらの合計額）が1億5,000万円以上のもの</p> <p>2 借入金等により調達される資金の最終償還期限が起算点から2年以上であり、かつ、保証債務の負担の期間が2年以上であるものであって、当該債務の負担額（複数の者が協調して債務の負担を行うものにあつては、それらの合計額）が1億5,000万円以上のもの</p>	<p>額が優先して償還がなされる場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを含む。)であって、当該取得の金額（複数の者が協調して貸付又は公債、社債その他これらに準ずる債券の取得を行うものにあつては、それらの合計額）が1億5,000万円以上のもの</p> <p>2 借入金等により調達される資金を主たる債務者が受領した日から最終償還期限までの期間が2年以上であり、かつ、保証債務の負担の期間が2年以上であるものであって、当該債務の負担額（複数の者が協調して債務の負担を行うものにあつては、それらの合計額）が1億5,000万円以上のもの</p>	
<p>附帯別表第3 ～ 附帯別表第4 （略）</p>	<p>附帯別表第3 ～ 附帯別表第4 （略）</p>	